

平成 25 年 5 月 30 日

各 位

株式会社 北洋銀行

株式会社朝日信託との提携による信託商品「教育資金贈与信託」の取扱いを開始します

平成 25 年度税制改正により、平成 25 年 4 月 1 日より「教育資金の一括贈与に係る非課税措置」制度が開始されました。

北洋銀行は、お客さまの本制度ご利用のニーズにお応えするため、平成 25 年 6 月 3 日(月)から朝日信託との提携による信託商品「教育資金贈与信託」の取扱いを開始します。本商品は朝日信託の商品であり、北洋銀行は信託契約代理店として媒介(商品のご紹介と情報のお取次ぎ)を行うことから、お客さまが朝日信託とご契約します。

また本制度対応のための専用預金を取扱う準備を進めています。取扱開始時期は未定ですが決定次第、お知らせさせていただきます。

今後も、お客さまのニーズに合わせた提案等、お客さまの期待にお応えできるよう一層のサービス向上に努め、お客さまに選ばれる銀行を目指してまいります。

【お問い合わせ先】

〒060-0004

札幌市中央区北 4 条西 4 丁目 1 番地 伊藤・加藤ビル 1F・2F

北洋銀行 札幌駅前コンサルティングプラザ TEL.011-261-1400

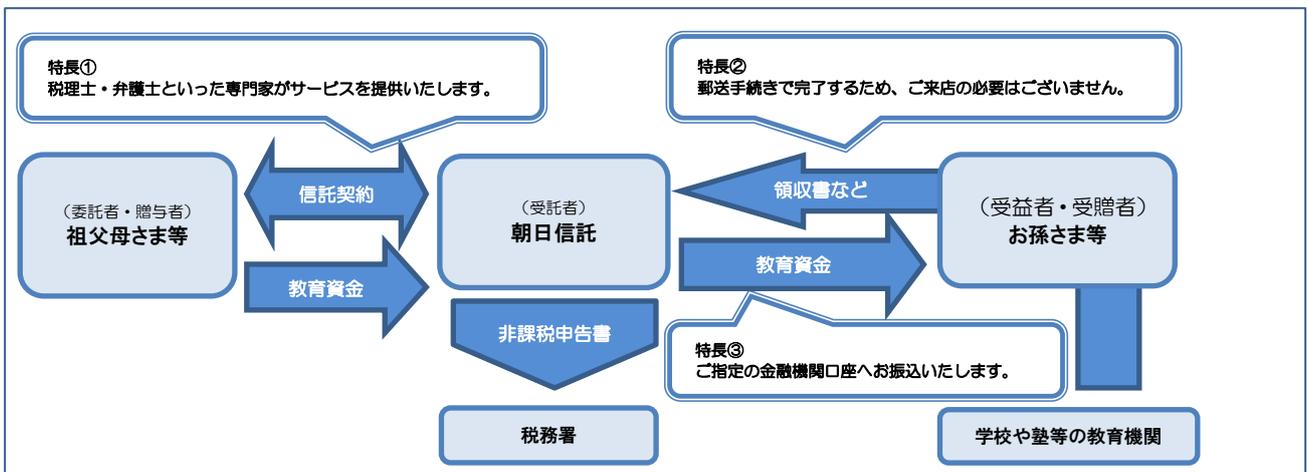
朝日信託の教育資金贈与信託の商品のご案内

「朝日信託の教育資金贈与信託」は教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）の適用商品となります。平成27年12月30日までに祖父母さま等がお孫さま等へ教育資金を最大1,500万円（うち学校等以外へのお支払は最大500万円）まで一括贈与する場合の贈与税が非課税となります。

【このような方におすすめします】

- ①.ご誕生されたお孫さまへ贈与を検討されている方
- ②.多額の教育資金を必要とされているお孫さまへ贈与を検討されている方
- ③.お孫さまへ毎年贈与を実施されている方

【信託の仕組み】



【信託の概要】

委託者 (祖父母さま等)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育資金を贈与する方 ・お孫さま等と直系である必要があります
受益者 (お孫さま等)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育資金の贈与を受ける方 ・祖父母さま等の直系であり、30歳未満である必要があります(子、孫、ひ孫など) ※お孫さま等が未成年の場合、親権者さまとお手続きさせていただきます
信託期間	お孫さま等の30歳の誕生日の前日までの期間
信託金額	10万円以上1,500万円以下(お孫さま等1人あたり)
信託からの払出し	<p>ご契約時に受益者さまにいずれかをご選択いただきます</p> <p>①受益者さま自身で教育資金をお支払いした後に領収書等を朝日信託に郵送後、指定された預金口座へお振込みさせていただきます。</p> <p>②上記①もしくは受益者さまが教育資金の支払先からの請求書等(写し)を朝日信託へ郵送後、受贈者さまが指定された預金口座へお振込みさせていただきます。</p> <p>※領収書等の提出期限は領収書等に記載の支払年月日の翌年3月15日までとなっております。領収書のご提出いただけない場合は贈与税の課税対象となります。</p>

- 内容等についてご不明な点は札幌駅前コンサルティングプラザならびに最寄の北洋銀行にお問い合わせ願います。
- 本商品には所定の手数料が必要になります。また、商品の詳しいご説明は専門の担当者からご案内させていただきます。
- 具体的な税務上の取扱については、税理士・税務署にご相談・ご確認ください。